当日の検討会で議論いただきたいポイント

●議事（１）第１２回条例検討会のまとめについて

○　【資料７】を使用します。

○　第１２回の検討内容を整理したものとして確認いただき、ご意見をいただきます。

●　議事（２）　条例（たたき案）について

○　第１１回でお配りした【資料３（Ａ３横表)】と、第１２回でお配りした【資料３】･【資料４】･【資料５】･【資料６】･【資料 10】･【資料 11】、今回お配りした【資料８】･【資料９】を使用します。

○　【資料８】については、障害者権利条約や障害者差別解消法における合理的配慮の考え方をお示ししたものです。

○　【資料９】については、改正障害者雇用促進法における合理的配慮の具体例をお示ししたものです。

≪特にご議論いただきたい事項≫

１．相談機関・調整委員会・条例推進会議の所掌事務に追加すべきものはないか？【資料 6】

２．差別を行ったとされる側が、①相談・③助言・あっせんの申立てをすることができることについて、どのように考えるか。

３．⑧助言・あっせんの対象になる可能性がある市（市長）が⑧助言・あっせんを行ってよいか？中立性が保てるか？調整委員会が助言・あっせんを行うべきか？【資料３】

４．他都市の場合、助言・あっせんの申立ての対象を①差別事案としている自治体が７、②不利益的取扱い事案（合理的配慮に関する事案は除く）に限定している自治体が３となっている。合理的配慮については、話し合いにより解決を図ることとし、申立ての対象から除くことが考えられるが、どのように考えるか。【資料 10】

・　上記、１～４を踏まえ、下記の点についてどのように考えるかご意見いただきます。

５．公表について条例に盛込むべきか？【資料３】

６．民間事業者に対する合理的配慮を法的義務・努力義務規定のどちらとするか？

７．合理的配慮の不提供について、市や事業者を対象として規定しているが、市民も含めるべきか？【資料 11】